

令和 8 年度那須塩原市防災ハザードマップ作成業務委託仕様書

1 件名及び目的

- ・ 件名：令和 8 年度那須塩原市防災ハザードマップ作成業務委託
- ・ 目的：那須塩原市における洪水・内水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に係るハザードマップ及びガイドブックを作成し、市民の適切な避難行動等の自助・共助の促進に資することを目的とする。

2 作業要件

本業務で作成する地図には、市民の生命・財産に直結する情報が掲載されることから、精度の高い地図を作成する必要がある。そのため、公共測量作業に関する知識や地理情報システム（以下「GIS」という。）に関する知識など高い地図調製技術・経験を有する者が作業をすることが必要となることから、受託者は次に掲げる条件を満たすこととする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定により登録を受けている者であること。
- (2) 本業務の業務主任技術者には、測量士の資格を有する者を選任すること。
- (3) 国土交通省が策定した「水害ハザードマップ作成の手引き」に基づく洪水ハザードマップ作成及び「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン」に基づく土砂災害ハザードマップ作成について、合算して直近 10 年以内に全国の地方公共団体において 3 例以上の受託実績を有すること。ただし、洪水及び土砂災害のいずれについても、最低 1 例以上の実績を有すること。なお、洪水と土砂災害の両方を網羅した総合ハザードマップの作成実績でも可とするが、その場合の実績の数は 1 例として数える
- (4) 本業務の従事者として「防災士」の有資格者を 1 名以上配置すること。
- (5) 本業務において地図の精度管理を行うため、自社の「GIS 上級技術者」もしくは「GIS1 級技術者」の有資格者を配置すること。

3 準拠する法規等

本業務を実施するに当たっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- (3) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- (5) 栃木県地域防災計画
- (6) 那須塩原市財務規則
- (7) 那須塩原市地域防災計画
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和 2 年 10 月 国土交通省）
- (9) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）（平成 27 年 7 月 国土交通省）

- (10) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和 8 年 5 月 国土交通省）
- (11) 避難情報に関するガイドライン（令和 8 年 3 月 内閣府）
- (12) その他関係法令及び通達等

4 提出書類

受託者は、業務着手時及び完了後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 主任技術者選任通知書
- (2) 技術者経歴書
- (3) 工程表
- (4) 上記 2(3)の受託実績が確認できる書類（契約書写、仕様書等）
- (5) 上記 2(4)及び(5)の資格を有することが確認できる書類の写し
- (6) 業務完了通知書

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 那須塩原市防災ハザードマップ（印刷物） 15,000 部
- (2) 電子データ一式（DVD-R 等の電子媒体） 2 部
 - ・ホームページ掲載用データ（PDF 形式）
 - ・印刷用元データ一式（Illustrator 等のネイティブデータ及びリンク画像等）
 - ・地図作成に使用した GIS データ一式（Shape 形式等）

6 印刷物仕様

- (1) 名称 那須塩原市防災ハザードマップ
- (2) 部数 15,000 部
- (3) 規格 A4 判 冊子型 無線綴じ ページ数：92 ページ程度（協議の上決定）。ただし、入札（積算）にあたっては、最大ページ数である「92 ページ」を想定して算出すること。
- (4) 色数 4C
- (5) 用紙 表紙・本文ともにマットコート紙 A 判 57.5kg 以上、表紙は表面加工（PP 加工等）を施すこと
- (6) 加工 Uni-Voice 対応切り欠き加工

7 作業内容

- (1) 打合せ・協議

打合せ・協議は、本業務着手時、中間時（校正打合せ 2 回程度）、完了時の計 4 回を基本とする。なお、業務着手時及び中間時の打合せには、主任技術者が同席するものとし、積極的に技術提案を行うよう努めるものとする。また、打合せの実施方法については原則対面とするが、協議のうえ、Web 会議システム等によるオンラインでの実施を認める場合がある。

- (2) 背景地図（基図）の作成

那須塩原市防災ハザードマップの基図は、自社で保有する最新の住宅地図データベース等、または最新の国土地理院刊行の数値データ（「国土基本情報」、「基盤地図情報」等）を使用し、住居を含む建築物（家形枠）、道路、河川等を現状どおり詳細に掲載すること（縮尺は、1万5千分の1程度）。なお、国土地理院の測量成果を使用する場合は、受託者の責任において測量法第30条に基づく使用承認申請等、必要な手続きを行うこと。作成にあたり、地図の測量精度を保つため自社のGIS技術者（GIS上級技術者もしくはGIS1級技術者）が精度管理を行うこと

(3) 地図の作成

地図には、委託者が提供する資料をもとに以下の①から⑮までの防災に係る情報を掲載することとし、GIS上で基図との整合性及び位置精度を保持するようshape形式で作成したものをもとに版下データを作成すること。また、地図余白部にタイトル、凡例、方位、縮尺、位置図、避難所など、その他委託者が指示をした情報を掲載すること。

- ①指定避難所
- ②緊急輸送道路
- ③消防本部・消防署・消防分署
- ④警察署・交番・駐在所
- ⑤救急指定病院
- ⑥浸水想定区域（想定最大規模）（河川・ため池・内水）
- ⑦家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）
- ⑧土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- ⑨急傾斜地崩壊危険箇所
- ⑩土石流危険渓流
- ⑪地すべり危険箇所
- ⑫冠水危険箇所
- ⑬航空機緊急離着陸場
- ⑭雪崩危険箇所
- ⑮「都市圏活断層図 塩原」による関谷活断層

(4) 情報の作成

情報には、防災や避難等に関する情報、住民による自助・共助を啓発する情報等を掲載することとし、委託者が提供する原稿と資料をもとに受託者が編集を行う。以下の項目を参考とし、掲載項目、掲載の仕方等（デザイン、レイアウトを含む。）について受託者が素案を作成し、委託者と協議の上掲載内容を決定すること。なお、作成に当たっては配色や文字の大きさに留意し、適宜イラストを配置するなど見やすさにも配慮すること。また、文字はユニバーサルフォントを使用し、年齢や身体能力に左右されないメディアユニバーサルデザイン（MUD）を用いて作成すること。

- ①避難情報の伝達経路と情報収集の方法
- ②防災関係機関連絡先・防災関連リンク
- ③避難情報の種類と避難行動
- ④避難行動ガイド

- ⑤ 気象情報の種類と警戒レベル
- ⑥ 土砂災害について
- ⑦ 風水害対策
- ⑧ 地震対策
- ⑨ 避難時の心得
- ⑩ 日頃からの備え
- ⑪ 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板
- ⑫ 非常持出品
- ⑬ わが家の防災メモ
- ⑭ 浸水想定区域について（浸水想定条件、浸水想定深の色の見方等）
- ⑮ 土砂災害警戒区域について（発生原因となる自然現象の種類等）
- ⑯ 自主防災組織
- ⑰ 避難所一覧
- ⑱ 感染症対策
- ⑲ マイタイムライン

(5) 音声コード（Uni-Voice）の作成

各地図面（ページまたは見開き）毎に Uni-Voice を用いた音声コードを作成すること。同一ページ内に複数の災害種別（洪水や土砂災害等）が掲載されている場合は、それらの情報をまとめた内容とすること。各テキスト原稿は最大 800 字とし、受託者が原稿の素案を作成し、発注者の承認を得た上で作成すること。

(6) 校正

文字校正は 3 回以上、色校正（簡易色校正等）は 1 回以上実施することとする。色校正については校正刷りを基本とするが、プロッター出力図にて印刷物と同等の色表現が可能な場合に限り、プロッター出力図で代替することができるものとする。

(7) 製版

製版は、CTP 出力によるデジタル製版を行う。地図は極細の線などを表現しなければならないことから、モアレやかすれを防ぐため十分な版面検査を行う。

(8) ホームページ掲載用データの作成

作成した記事・地図データは市のホームページに掲載するため、受託者はこれを了承し、画像加工した上で、データ化し、納品すること。

8 貸与資料

- (1) 那須塩原市防災ハザードマップ（令和 3 年度版）
- (2) 浸水想定区域 GIS データ（shape 形式）
- (3) 土砂災害警戒区域 GIS データ（shape 形式）
- (4) 内水浸水想定区域図（shape 形式）
- (5) その他必要となる資料（紙媒体、テキストデータ等）

9 成果品の納入

受託者は、成果品を以下のとおり、本市が指定するそれぞれの場所へ納入すること。

(1)納入場所

ア 紙媒体（印刷物）

本市が指定する倉庫（※納入場所の詳細は別途指示する）

イ 電子データ（記録媒体）および納品書等の書類

総務部危機管理課

(2)納入方法および注意事項

ア 紙媒体の梱包について

紙媒体は、運搬および保管時に破損や汚損、日焼け等が生じないよう適切な梱包を行うこと。また、各梱包の外部には、品名および封入部数を明記すること。

イ 電子データの納品について

電子データは、DVD-R等の電子媒体（容量に応じて複数枚に分割可）に格納し、事前にコンピュータウイルスチェックを実施した上で納品すること。

1 0 履行期限

本業務の履行期限は、令和8年8月7日から令和9年3月31日までとする。

1 1 支払条件 1回（精算払）

物品受領後、受託者の適法な請求に基づき代金を支払う。

1 2 担当課 総務部危機管理課

1 3 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、委託者と協議の上決定するものとする。

(2) 市からの貸与資料の取扱いについては、漏洩、汚損、破損のないよう細心の注意を払うこととし、業務終了後に速やかに返却すること。